

魚津市告示第24号

魚津市健康診査等実施要綱の一部改正について
魚津市健康診査等実施要綱（令和7年魚津市告示第129号）の一部を次の
ように改正する。

令和8年3月2日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前																																			
第1条 (略)	第1条 (略)																																			
(種類及び項目)	(種類及び項目)																																			
第2条 健康診査の種類及び項目は、次に掲げるものとする。	第2条 健康診査の種類及び項目は、次に掲げるものとする。																																			
(1) 一般健康診査	(1) 一般健康診査																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必須検査</td> <td>問診、身体計測、血圧測定、検尿、診察及び血液検査（HDLコレステロール、LDLコレステロール、中性脂肪、AST、ALT、γ-GT及び血糖又はヘモグロビンA1C）</td> </tr> <tr> <td>追加検査</td> <td>血清クレアチニン検査（推算式によるeGFR）及び貧血検査（ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定）</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	項 目	必須検査	問診、身体計測、血圧測定、検尿、診察及び血液検査（HDLコレステロール、LDLコレステロール、中性脂肪、AST、ALT、 γ -GT及び血糖又はヘモグロビンA1C）	追加検査	血清クレアチニン検査（推算式によるeGFR）及び貧血検査（ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>項 目</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必須検査</td> <td>問診、身体計測、血圧測定、検尿、診察及び血液検査（HDLコレステロール、LDLコレステロール、中性脂肪、AST、ALT、γ-GT及び血糖又はヘモグロビンA1C）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>追加検査</td> <td>血清クレアチニン検査（推算式によるeGFR）及び貧血検査（ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	項 目	備 考	必須検査	問診、身体計測、血圧測定、検尿、診察及び血液検査（HDLコレステロール、LDLコレステロール、中性脂肪、AST、ALT、 γ -GT及び血糖又はヘモグロビンA1C）		追加検査	血清クレアチニン検査（推算式によるeGFR）及び貧血検査（ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定）																					
種 類	項 目																																			
必須検査	問診、身体計測、血圧測定、検尿、診察及び血液検査（HDLコレステロール、LDLコレステロール、中性脂肪、AST、ALT、 γ -GT及び血糖又はヘモグロビンA1C）																																			
追加検査	血清クレアチニン検査（推算式によるeGFR）及び貧血検査（ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定）																																			
種 類	項 目	備 考																																		
必須検査	問診、身体計測、血圧測定、検尿、診察及び血液検査（HDLコレステロール、LDLコレステロール、中性脂肪、AST、ALT、 γ -GT及び血糖又はヘモグロビンA1C）																																			
追加検査	血清クレアチニン検査（推算式によるeGFR）及び貧血検査（ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定）																																			
(2) がん検診	(2) がん検診																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>胃がん検診</td> <td>問診及び胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査</td> </tr> <tr> <td>子宮がん検診</td> <td>問診、視診、子宮頸部又は頸体部の細胞診及び内診</td> </tr> <tr> <td>肺がん検診</td> <td>問診及び胸部エックス線検査</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診</td> <td>問診及び乳房エックス線検査</td> </tr> <tr> <td>大腸がん検診</td> <td>問診及び便潜血検査2日法</td> </tr> <tr> <td>前立腺がん検診</td> <td>問診及びPSA検査</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	項 目	胃がん検診	問診及び胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査	子宮がん検診	問診、視診、子宮頸部又は頸体部の細胞診及び内診	肺がん検診	問診及び胸部エックス線検査	乳がん検診	問診及び乳房エックス線検査	大腸がん検診	問診及び便潜血検査2日法	前立腺がん検診	問診及びPSA検査	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>項 目</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>胃がん検診</td> <td>問診及び胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子宮がん検診</td> <td>問診、視診、子宮頸部又は頸体部の細胞診及び内診</td> <td></td> </tr> <tr> <td>肺がん検診</td> <td>問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診検査</td> <td>喀痰細胞診検査は、高危険群に実施する。</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診</td> <td>問診及び乳房エックス線検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大腸がん検診</td> <td>問診及び便潜血検査2日法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>前立腺がん検診</td> <td>問診及びPSA検査</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	項 目	備 考	胃がん検診	問診及び胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査		子宮がん検診	問診、視診、子宮頸部又は頸体部の細胞診及び内診		肺がん検診	問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診検査	喀痰細胞診検査は、高危険群に実施する。	乳がん検診	問診及び乳房エックス線検査		大腸がん検診	問診及び便潜血検査2日法		前立腺がん検診	問診及びPSA検査	
種 類	項 目																																			
胃がん検診	問診及び胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査																																			
子宮がん検診	問診、視診、子宮頸部又は頸体部の細胞診及び内診																																			
肺がん検診	問診及び胸部エックス線検査																																			
乳がん検診	問診及び乳房エックス線検査																																			
大腸がん検診	問診及び便潜血検査2日法																																			
前立腺がん検診	問診及びPSA検査																																			
種 類	項 目	備 考																																		
胃がん検診	問診及び胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査																																			
子宮がん検診	問診、視診、子宮頸部又は頸体部の細胞診及び内診																																			
肺がん検診	問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診検査	喀痰細胞診検査は、高危険群に実施する。																																		
乳がん検診	問診及び乳房エックス線検査																																			
大腸がん検診	問診及び便潜血検査2日法																																			
前立腺がん検診	問診及びPSA検査																																			
(3) 歯周疾患検診	(3) 歯周疾患検診																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歯周疾患検診</td> <td>問診及び歯周組織検査</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	項 目	歯周疾患検診	問診及び歯周組織検査	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>項 目</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歯周疾患検診</td> <td>問診及び歯周組織検査</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	項 目	備 考	歯周疾患検診	問診及び歯周組織検査																										
種 類	項 目																																			
歯周疾患検診	問診及び歯周組織検査																																			
種 類	項 目	備 考																																		
歯周疾患検診	問診及び歯周組織検査																																			
(4) 肝炎ウイルス検診	(4) 肝炎ウイルス検診																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肝炎ウイルス検診</td> <td>問診、C型肝炎ウイルス検査及びB型肝炎ウイルス検査</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	項 目	肝炎ウイルス検診	問診、C型肝炎ウイルス検査及びB型肝炎ウイルス検査	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>項 目</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肝炎ウイルス検診</td> <td>問診、C型肝炎ウイルス検査及びB型肝炎ウイルス検査</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	項 目	備 考	肝炎ウイルス検診	問診、C型肝炎ウイルス検査及びB型肝炎ウイルス検査																										
種 類	項 目																																			
肝炎ウイルス検診	問診、C型肝炎ウイルス検査及びB型肝炎ウイルス検査																																			
種 類	項 目	備 考																																		
肝炎ウイルス検診	問診、C型肝炎ウイルス検査及びB型肝炎ウイルス検査																																			

改正後			改正前		
第3条 (略)			第3条 (略)		
第4条 健康診査の実施方法及び実施期間は、次に掲げるとおりとする。			第4条 健康診査の実施方法及び実施期間は、次に掲げるとおりとする。		
種 類	実施方法	実施期間	種 類	実施方法	実施期間
(略)			(略)		
歯周疾患検診	医療機関施設検診	6月から <u>2</u> 月まで	歯周疾患検診	医療機関施設検診	6月から <u>10</u> 月まで
(略)			(略)		
第5条 - 第8条 (略)			第5条 - 第8条 (略)		

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。